

## 渋川市建設工事設計変更及び契約変更実施要領

### (目的)

第1条 公共工事においては、建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)により、受発注者が取るべき手段が示されている。しかしながら、約款通りの手続きを行うと相当な時間と労力を要するため、本要領により手続きの簡素化を図ることとする。また、契約変更及び設計変更のできる範囲を示し、適切な予算執行及び契約の透明性を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 本要領の字句の定義は次のとおりとする。

- (1) 設計変更 契約変更を行うことを前提に、約款第18条、第19条に基づき発注者が設計図書の変更を指示することをいう。
- (2) 契約変更 設計変更に伴うもの、伴わないものを含め、発注者と受注者が約款第23条、第24条に基づき工期、請負額の変更を協議し、変更契約を締結することをいう。

### (設計変更、契約変更ができるもの)

第3条 設計変更、契約変更ができるものは、次の各号による。

- (1) 次の事項に全て該当するもの
  - ア 変更見込み額(変更累計額)が当初請負額の30%を超えないもの
  - イ 変更の目的が当初の工事目的から外れないもの
  - ウ 変更の場所及び範囲が当初の工事範囲のもの
  - エ 予算が確保されているもの
- (2) 次の事項で関係課(財務課、契約管理課、その他)が合意したもの
  - ア 変更しないと工事目的が達成しないもの
  - イ やむを得ない理由により変更するもの
- (3) 計画変更審査会で設計(契約)変更と決定したもの

### (軽微な設計変更)

第4条 軽微な設計変更とは、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 設計変更、契約変更ができる範囲内のもの
- (2) 変更見込み額(変更累計額)が、次の範囲を超えないもの
  - ア 当初請負額が1,000万円未満の場合は、当初請負額の20%
  - イ 当初請負額が1,000万円以上の場合は、200万円
- (3) 工期の変更を伴わないもの
- (4) 構造、工法、位置、断面等の重要な変更がないもの

### (軽微な設計変更の手続きの簡素化)

第5条 軽微な設計変更は、発注者にかわり工事所管課長が前条に該当することを確認した上で、その都度、監督員を通して工事打合せ書で指示するものとする。工事打合せ書の記載事項は下記事項とし、契約変更の起案の際にはその複写を

添付するものとする。

- (1) 変更内容
- (2) 変更見込み額及び変更累計額
- (3) 契約変更の時期（契約変更の協議を工期末に行う等の明示）  
（設計変更の指示と契約変更の協議の簡素化）

第6条 以下の事項の契約事務について、まとめて実施するものとする。様式は、  
川市契約事務取扱規程によるものとする。

- (1) 約款第18条、第19条に基づく設計変更の指示
- (2) 約款第23条、第24条に基づく契約変更の協議
- (3) 変更契約の締結

2 協議の時期は原則として次のとおりとする。

- (1) 前条により軽微な変更を工事打合せ書で指示した場合は、工期末（原則、  
工期末日の14日前まで）に行う。
- (2) 軽微な変更以外のものは、その都度遅滞なく行う。  
（協議の開始日）

第7条 協議の開始日は、受注者の意見がない限り、工事請負契約変更協議書の通  
知日とする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。